

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月30日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第11号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表放課後寺子屋やまとコーディネーターの項設置目的及び主な職務の欄中「児童の」の次に「学習習慣の定着及び」を、「放課後寺子屋やまと」の次に「等事業（放課後寺子屋やまと等事業実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）第1条に定める各事業をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。